쁪

山青森県報

号外第九十五号

(金羅日) 十一月二十五日 平成十七年

目 次

監查委員

監査結果に対する措置の公表.....(事 務 局)...

監査結果に対する措置の公表

平成17年3月23日付け青監査第114号で報告した監査の結果に基づいて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、青森県知事、青森県教育委員会委員長及び青森県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年11月25日

 青森県監査委員
 林
 忠
 男

 同
 鶴
 賀
 茂
 世

 同
 滝
 沢
 求

 同
 平
 山
 誠
 敏

要望事項	対 応 機 関	措置の内容
1 職務に専念する義務 の免除承認について (対応を求める相手:	人事課	平成17年 5 月19日付け青人 第130号(別紙)により、団 体の事務に県職員が従事する

知事部局、教育庁、警察本部の当該事務の所 管課)

- (2) 県立学校職員を対 象にした「青森県立 学校職員規程」は、 職務に専念する義務 の免除の対象となる 団体を青森県教育厚 生会と青森県学校生 活協同組合の2団体 に限定しているが、 今回の実態調査にお いて判明した各種団 体への従事をどのよ たいとらえるのかを 整理し、必要があれ ば同規程の見直しに ついても検討される こと。
- (3) 警察本部において

場合の職務に専念する義務の 免除に関して、各所属へ自己 点検を指示した。

点検票提出時点で、職専免の承認を受けるべきにもかかわらず手続きを執っていなかったものが11団体あったが、速やかに手続きを行う予定である。

県立学校課

企画政策課

(5)	受犯他察て認し会必で対を、るる 受犯他察て認し会必で対を、るる 受犯ですて職取、免体う的る認整 所はしめのが専団い理い承を がこなこに理 がいるである。 ではないでは、 でいるである。 では、 をいかすれる。 では、 をいかすれる。 では、 をいかすれる。 をいかする。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をい			県立学校体の場所でいる。 県立にしている場合のないのである。 関目のはいながらのでは、 のは、は、 のは、は、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは	学校施設課	平成17年1月13日付け青教 施第672号「校舎内に購買部 を設置した場合及び私費職員
青森県報 号外第95号	2 等がは 第 : 当 第 : 当 第 (1) に用等のの 第 (2) では、 第 (3) では、 第 (4) では、 第 (4) では、 第 (5) では、 第 (5) では、 第 (6) では、 第 (7) では、 ま (7) では (7)	人事課 県立学校課	平成17年5月19日付けけ青青、 第130号(別紙)により事する 第130号(別紙)により事する 場合事務に県本が近6年度の 場合等にの第一年の 場合等にのでは が行ってした。 のでは が行っていたのでは がでするので、よの がでするのがでするの がでするのがでするので、よの でのがに出て、 はいに でので、よの でのがに出て、 はいで でので、よの でのがに出て、 はいで、 はいで でので、 はいで でので、 はいで でので、 はいで でので、 はいで でのが にいる にいる にいる にいる にの にいる にいる にの にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる	所 一体団い可のる 所がっすの的指 関員購が目表が許指たるし、もこが に対する、許いれ。場校あ担る一う が買見もが許れ続い。 が買買見もが許れる部費場体を合がられたが に対するでよる部費場が引起る一う が開ならきさ購入が に対するでよるでよる可考のの でよるでよるでな。 では、もこ扱れる では、もこがのと にがっすの的指		を配置した場合の使用許可に を配置した場合の使用許可で、 (通知)」において (通知)」において 使用許可申請の手続きの徹底 を図るとともに、団体が負担 すべき光熱水費について統一 を図った。
平成17年11月25日 金曜日	れること。 ア体の合 県の事務合出いとで負の 関のる務ので張 がはいり、 原のようでではいりででは、 のの合いででは、 のの合いででは、 ででではいいとでものでは、 ではいりでは、 ではいいとでものでは、 ではいいとでものでは、 ではいいとでものでは、 ではいいとでものでは、 ではいいとでものでは、 ではいいとでものでは、 では、 ではいいとでものでは、 ではいいとでものでは、 ではいいとでものでは、 ではいいとでものでは、 では、 では、 では、 のの合いでは、 では、 では、 では、 のの合いでは、 では、 では、 のの合いでは、 では、 のの合いでは、 のの合いでは、 では、 ののでは、 では、 ののでは、		14日付け青教学第511年 14日付け青教学第511年 14日付け青教学第511年 1511年 1511年 1511年 1511年 1611	4 県負担出の 県負担総等で 見直応を書いて に整 見直応を求教管関 関いでする がもしてが 知事部ののの がりまする 特定金いりで はにでして、 がりまする 特にでして、 はいりでは、 のにしてのよりにいいでは、 のにいりでは、 のにいりでは、 のにいりでは、 のにいりでは、 のにいりでは、 のにいりでは、 のにいいのは、 のにいいいのは、 のにいいいいのは、 のにいいいのは、 のにいいいいのは、 のにいいいのは、 のにいいのは、 のにいいいのは、 のにいいいのは、 のにいいいのは、 のにいいいのは、 のにいいいいいのは、 のにいいいいのは、 のにいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	県立学校課 生涯学習課 スポーツ健康課	県が負担金を拠出しているものについて、平成17年度より、県負担金拠出に当たって、契約書又は協定書を締結することと第位、また、収支計のの関連の関連の関連をの取扱いて、協議の取扱りを含む。)についてした。

支が異なった際の県負担 金についての取り決めが されていないものがある ので、このような県負担 金拠出に当たっての契約 書等の整備や見直しをさ れること。		
5 適正・適切な会計処 理の確保について (対応を求める相手: 知事部局、教育庁、警 察本部の当該事務の所 管課及び該当する県の 機関)	人事課	平成17年5月19日付け青人 第130号 (別紙) により、各 所属へ平成16年4月の出納局 の通知「現金の管理方法及び 事務手続きの点検について」 の周知を図り、自己点検を実 施するよう指示した。
会計処理上の問題点が多数見受けなの会計を記されたことを表現ではないの会計事務を担当する場合ののでは対けないではいいではいいではいいではいいではない。	税務課	各県税事務所長に対し、青森県納税貯蓄組合連合会各地区支部が管理する現金の取扱いについて、適切な処理の指導を行うよう通知した。
て団体及び県職員である事務局員をより積極的に指導監督されること。	政策調整課	企画政策部に事務局を置く 団体の会計事務取扱要領を作 成し、適正に処理するように 各課に通知した。
	健康福祉政策課	部としての会計事務取扱要 領を作成。
	上北地方健康福祉こ どもセンター (県南里親会)	平成17年5月7日、県南里 親会総会にて、別添「会計処 理規定」を制定。同日付、施 行することとした。
	県民生活政策課 (青森県交通対策協 議会)	「青森県交通対策協議定 務局規程(案)」対策協議定 会計事務の取扱指針定とのある 会計を明確化する予定、協会 が、規程の制定に協議に が、規程の制定に協議に が、規解を が、現の が、現の が、現の が、現の が、現る のの のの のの のの のの のの のの のの のの の
	自然保護課 (第2回世界自然遺 産会議実行委員会)	第2回世界自然遺産会議実 行委員会設立時に「事務局規 程」を定め、既に会計事務を 担当する場合の取扱指針を設 けているが、これに加え、起

号外第95号

쁖

账

楪

 ${\rm H}{\rm I}{\rm I}$

(3) 平成17年11月25日 金曜日

	案により正式に「事務局員の 任命、出納員・会計員の任命」 手続きを行い、県職員である 事務局員が実行委員会の会計 事務に携わる根拠を明確にす るなどの整備を行った。
商工政策課	当部に事務局を置く団体に 共通となる会計事務取扱方針 「青森県商工労働部に事務局 を置く団体の会計事務取扱事 務処理要領」 (別添) を策定 した。
文化観光課	適正・適切な会計処理の確保を図るため、当部の取扱指針「文化観光部に事務局を置く団体の会計事務処理要領」の作成に着手する。
農林水産政策課	「農林水産部に事務局を置く団体の会計事務取扱要領」を策定し、適正・適切な会計処理に努めるよう各所属に通知した。
監理課	当部各課に事務局を置く団体については、平成17年6月23日施行された「県土整備部に事務局を置く団体の会計事務取扱要領」に基づきより、別一層の適正かつ適切な会計処理を確保することとした。
経理課	取扱指針については、平成 16年4月出納局「現金の管理 方法及び事務手続の点検につ いて」に基づき適切に対応し ている。
教育政策課	会計処理上の問題点が多数 見受けられたことから、昭和 63年6月8日付け青教学第31 1号「現金の取扱いについて」 及び平成16年4月付け出納局 「現金の管理方法及び事務手 続きの点検について」の周知 を再度図るとともに、平成17 年7月26日付け青教政第164 号「平成16年度行政事務監査

		の結果では、い事では、いずにでは、いずにでは、いずにでは、なが、では、いずにでは、ないが、では、いずにでは、ないでは、いずにでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない
	青森警察署 (青森地区防犯協会)	「青森地区防犯協会会計処 理要領」を定め、平成17年7 月1日から運用を開始。
6 実地監禁を を 実地を対してでは を ではいれる。 実地等が団体で対すする。 を ではいれる。 を ではいいますが、 を ではいますが、 の にはいますが、 の にはいますが、 の にいますが、 の にいまが、 の にいまが	人事課	平成17年5月19日付けより 第130号 (別紙) に と
事務局を担う県としてなってなる事務局を担う県としてなる場所でする場所に対している指導ではなおがいる場合では、まが対していなおが、事項にいいで適切に対いる。	青森県税事務所 (青森県納税貯蓄組 合連合会青森地区支 部)	1 青森県納税貯蓄組合連合 会青森地区支部が管理する 現金の取扱いについて、印 章は事務局長(県税事務所 次長)、通帳は書記(担当 者)がそれぞれ管理するよ う指導した。
応されること。 個別の機関・団体ごとの要望事項については、 平成17年3月23日付け青 監査第114号の行政事務 監査報告書を参照、措置	防災消防課 (青森県婦人防火ク ラブ連絡協議会)	1 (助成金の見直し) 平成 17年度から、県幼少年婦人 防火委員会に対する助成は 行わないこととする。 2 平成17年度から、会計年 度終了後に決算監査を行う こととする。
の内容欄の番号は同報告 書の資料2中の問題点等 欄の番号である。	新幹線・交通政策課 (むつ湾内航路活性	1 課長職の職専免手続きに ついて、決裁権者が副知事

4

号外第95号

쁖

账

糕

 ${\rm H}{\rm I}{\rm I}$

金曜日

平成17年11月25日

化推進会議)	なのに部長決裁していたが、 改めて副知事から決裁を受けた。 3 平成15年度に団体が使用 した県の切手について団体 から返還を行った。
新幹線・交通政策課 (青森県鉄道整備促 進期成会)	1 平成13年度以降に県費から支払われた旅費について 返還手続きをし、改めて団 体の経費から支払った。
統計分析課 (青森県統計協会)	1 行い を
上北地方健康福祉こ どもセンター (県南里親会)	1 県南里親会会計処理規定 を作成し、預金通帳を会計 担当者が大金庫にて保管、 使用印鑑を会計責任者が小 金庫にて管理し、会計担 者が印鑑使用する際は、こと 計責任者の承認を得ること とした。
県立精神保健福祉センター (青森県精神保健福 祉協会)	1 団体 (協会)の理事会等で、会費の徴収方法等を検討予定。 2 印鑑は団体事務局職員が、通帳は総務課(金庫)で保管。 3 切手の出納簿を作成済。4 支払いに係る証拠書類について、徴収漏れの防止に留意。 5 今後、行政財産使用許可手続きは行わない。
工業振興課 (青森県企業誘致推 進協議会)	1 通帳と印鑑の保管について、それぞれ当該協議会担当者並びに産業立地推進ゲループリーダーの2名に保

号外第95号
뿂
账
楪

外路口
財成17年11日26日
年11月
7147
л ~
~.

	管を分けて対応した。
農林水産政策課 (青森県生活改善グ ループ連絡協議会)	1 通帳は、 事務の 開業出し、 事務の 開業であり、 事務の 管理と の 管理と の であり、 等であり、 等で の の の の の の の の の の の の の の の の の の
総合販売戦略課 (組)青森県ふるさと 食品振興協会)	1 4月にいる (本)
総合販売戦略課 (青森県ほたて流通 振興協会)	1 指務よりは、

	4 指摘を踏まえ団体に対し 今後は源泉収を確実に行うことを選択している。 今後は源がにれまでも払われた手当から納税するよう指導した。なお、団体の 事務局が県から県漁連に17年 4月以降は県職員に対する 手当支給は行っていない。
構造政策課 (青森県青年農業士 会)	1 平成16年度の監査報告は、 平成16年2月1日から平成 17年1月末日までの会計期 間終了後に実施することと した。 2 平成16年度の補助金は、 平成17年5月31日に入金されたことから、平成17年度 の収入として扱うこととした。
りんご果樹課 (21世紀青森りんご 行動計画推進協議会)	1 通帳と印鑑の保管については、通帳は金庫に保管して事務局員が管理し、印鑑については事務局次長が管理している。 2 決算監査については、年度終了後に実施することとしている。
林政課 (青森県林業改良普 及協会)	1 平成17年度より、青森県林 業県 大き県から社団、事務局 を県から社団、事務局員を関係を表していない。また、団体に対しては、会計処理上、通帳を管理する。ことなく、複数によりそずれ管理するように指導した。
水産振興課 (青森県漁業士会)	1 16年度の実績報告時に取った。 第4 16年度の明功を知るでは、 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16

(9)			3 支出伝票、領収書ともに、正しい金額に修正した。4 東青支部の通帳により、確実に受領していることを確認した。
森 県 報 号外第95号	联	東地方農林水産事務所 (東青農水産物加工協議会)	1 地と鑑理い得いを表示でした。 は帳(て出認っ適援認 当検1とをを規えでした。 は帳(て出認っ適援認 当検1とをを規るでと、1 をでる処副っ平体たらたにか正れはこは帳(で出認っ適援認 当検1とをを規るでと、1 をできるが、とする処副っ平体たらたにか正ればこは帳(で出認っ適援認 当検1とをを規るがに は帳(で出認っ適援認 当検1とをを規るがに当行 は帳(で出認っ適援認 当検1とをを規るがに は帳(で出認っ適援認 当検1とをを規るがに など、1 は帳(で出認っ適援認 当検1とをを規るがに など、1 はいののに など、1 はいののに など、1 はいのに など、1 など、1 など、1 など、1 など、1 など、1 など、2 など、3 などに など、4 など、5 など、5 など、5 など、6 など、6 など、6 など、7 などに など、6 など、6 など、7 など、6 などに など、6 などに など、6 などに などに
平成17年11月25日 金曜日 自	下北地方農林水産事 務所 (青森県漁業士会む つ支部会)	1 管は大田の東京 は、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の	
片		整備企画課	1 当団体は、職務に専念す

(青森県建設技術協 会)	る義務の免除願い及び営利 企業等の従事許可願いの手 続きを簡略化された団体で あるので、今後職員事 団体・職の事務に従事 場合は、適切した。 2 通帳と印鑑した。 2 れぞれ別々にした。
河川砂防課 (青森県河川協会)	3 タクシークーポン券を混 用することのないよう指導 した。また、混用すること のないよう、発券する者が 使用目的をその都度確認す ることとした。
港湾空港課 (青森県港湾協会)	1 平成16年度以降、贈答品の執行については真こととは の執行についてすることとは をおか、平成16年度 を品の執行はない。 2 タクシークーポン券(使用 では領収書を提出させ をとした。
建築住宅課 (青森県公営住宅等 整備事業連絡会)	1 現経対 (1) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
学校施設課 (青森県公立学校施 設整備期成会)	1 平成17年4月から出納簿 を作成し、使用状況を明ら かにし、事務処理に万全を 期することとした。
県立学校課 (第29回全国高等学 校総合文化祭青森県 実行委員会)	1 青森県高等学校文化連盟 の実績報告書については、 証拠書類等を詳細に確認す ることとし、平成15年度分

	及び平成16年度分について 確認作業を実施済みである。 また、実績報告書の誤りの 部分については、青森県高 等学校文化連盟に訂正させ るとともに、以後、事務処 理に万全を期すよう指導す ることとした。
生涯学習課 (あすの青森県を創 る運動協会)	1 団体の存在 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
野辺地高等学校 (青森県立野辺地高 等学校父母と教師の 会)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
弘前中央高等学校 (青森県立弘前中央 高等学校後援会)	1 従来より特別会計 (購買部) の「貸借対照表及び損益計算表」を年度末に調製している。ただし、後援会の役員会・総会に提示して

号外第95号

뿂

账

糕

置

金羅田

(7) 平成17年11月25日

	いなかったので、今後は後てでの決算書での決算書を得るの決算を得るしたというででのもよいででのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個
八戸南高等学校 (青森県立八戸南高 等学校後援会)	1 「校舎内に購買部を設置 した場合及び私費職員を配 置した場合の使用許可について(通知)」(平成17年 1月13日付け、青教施第672 号)により許可申請を行い、 平成17年4月1日より行政 財産使用許可の承認を得ている。
南鄉高等学校 (青森県立南郷高等 学校後援会)	1 人間 かっぱい は 見から は 長会り いっと かっと かっと かっと かっと かっと かっと かっと かっと かっと か
三沢商業高等学校 (青森県立三沢商業 高等学校後援会)	1 平成17年6月に開催した 後援会理事会において、規 程の見直しの必要性をしたした。 見直しすることとした。 平成17年6月に開催した 後援会理事会において、 成17年度予算が承認され、 大会遠征費補助及び生徒会 館運営費補助を収入計上す

(8)		ることとした。 「校舎内に購買部を設置 した場合及び私費職員を配置した場合の使用許可について(通知)」(平成17年1月13日付け、青教施第672号)により許可申請を行い、平成17年4月1日より行政財産使用許可の承認を得ている。
青 森 県 報 号外第95号	弘前高等学校 (弘前高等学校鏡ヶ 丘同窓会)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
日 金曜日		置した場合の使用許可について (通知) 」 (平成17年 1月13日付け、青教施第672 号) により許可申請を行い、 平成17年4月1日より行政 財産使用許可の承認を得て
平成17年11月25日	八戸工業高等学校 (青森県立八戸工業 高等学校同窓会)	いる。 1 平成16年度の決算監査を 平成17年4月1日に実施し た。今後も、会計年度終了 後に決算監査を実施するこ
দ		ととした。

	2 平成17年4月総会後、主会計事務担当者を変更し、同一者が長期間にわたって担当しないよう配慮することとした。
八戸西高等学校 (青森県立八戸西高 等学校創立30周年記 念協賛会)	1 今後、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
弘前南高等学校 (青森県高等学校長 協会普通部会)	1 16年度については、会計 年度終了後の平成17年4月 21日に決算監査を実施した。 今後も、会計年度終了後に 決算監査を実施することと した。
青森高等学校 (青森県高等学校教 頭会)	1 る区区では、 の保す では、
五所川原農林高等学校 (青森県立高等学校 教頭会西北支部)	1 平成17年度より発表者には、原則として、現物支給(資料、用紙、インク代、トナー代等)とすることとした。 2 平成16年11月より通帳は事務長、印鑑は教頭が管理することとした。

	3 平成16年度決算分より監 査日を原則として3月31日 とし、今後も、会計年度終 了後に決算監査を実施する こととした。
弘前中央高等学校 (青森県高等学校教育研究会)	1 事務手では、
浪岡高等学校 (青森県高等学校教育研究会地歴公民部 会)	1 研にら か度置と監と実と算た 加にるめ 務理と 様部行し を育した可定 に はがこ 何よ支と果耕度。で計てる決うか今にと 会の当に はがこ 何よ支と 大り充重 順長る 出に、こ がますり正事 8 て会、る会を がり乗がり止んのを手がしたできまででは表ですができまでは、 1 でものでは、 2 では表ですが、 5 を運 では、 5 を運 では、 5 を運 では、 6 をでは、 6 をでは、 7 では、 7 でが、 6 を運 では、 7 でが、 6 を運 では、 7 でが、

号外第95号

뿂

账

糕

置

金曜日

(9) 平成17年11月25日

田名部高等学校 (青森県高等学校教育研究会外国語部会)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
田名部高等学校(青森県高等学校体育連盟柔道専門部)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

執 号 号外第95号 (10)	号外第95号	弘前工業高等学校 (青森県高等学校体育連盟バレーボール 専門部)	1 計成の は、 は、 である。 に、 は、 である。 が、 なの」、 に、 は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
账		青森東高等学校	1 平成17年度より、県の旅
楪		(青森県高等学校文 化連盟)	行命令を作成することとし、週休日の振り替えが必要な
			場合は、「教員の週休日の 明の特別につけば、 明の特別につけけけ、 高教別につけけけが、 高教別にの日付けけが、 明本を行う月よりがでは、 はいでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
紹羅口			こととした。 4 平成16年度決算監査は平 成17年4月19日に実施して
平成17年11月25日			おり、会主には、会計年度を会計年度を、会主ををを変えるをを変える。 中からは、のでは、のでは、

	7 28 29 26 10 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21
八戸高等学校 (青森県高等学校文 化連盟放送部)	1 平成17年5月より会計担当の事務局員を従来の1名から2名に増員することとし、2名の事務局員により通帳と印鑑を分けて管理・保管する体制とし、万全を期することとした。
青森東高等学校 (青森県公立学校事 務長会)	1 平成16年度から、使途の 報告書や証拠書類を確認す ることとし、支出団体で保 管することとした。 2 印鑑は事務局校で保管管

号外第95号
쁖
账
糅
金曜日
) 平成17年11月25日
(11)

	理し、通帳は会長校で保管 管理することとした。
森田養護学校 (青森県特殊学校事 務長会)	1 平成16年11月の総会において規約を改正し、監事を設定して本会計を平成16年度より監査を実施することした。 2 平成16年11月より通帳は会長が保管管理、印鑑は理事が保管管理することとした。
青森工業高等学校(青森県高等学校野球連盟)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

	明と 伝根。支月月め 金確と 提盟、こ てえ予のに高協 書書と 票拠 出3113 ににと 出の事と もて想拠よ体議 また成目を成度ま以と成す、た成る算処し後天剰れを運やていまたが目的記16をで降とける会。17収書理たの等余る受営スいていまたが問記で降とける会。17収書理をを 会延る県自向健とはをた成目を成度ま以と成す、た成る算処し後天剰れを運やていまからでいます。10 にと 出定し計342 で降とける会。17収書理をを 会延る県自向健とはた成目を成度ま以と成す、た成る算処し後天剰れを運やていまたが目的記16をで降とける会。17収書理をを 会延る県自向健とは、1700にで降とける会。17収書理をを 会延る県自向健とは、1700にで降とける会。17収書理をを 会延る県自向健とでいる。10 にと 出の事と もて想拠よ体議書と 票拠 出3113 ににと 出の事と もて想拠よ体議書と にと にと にと にと にないますが、10 にと にと にと にと にと にと にないますが、10 にと にと にと にと にと にないますが、10 にと にと にないますが、10 にと にと にないますが、10 にと にないますが、10 にと にと にないますが、10 にないますが、10 によいますが、10 によいまが、10 によいますが、10 によいますが、10 によいますが、10 によいますが、10 によいまが、10 によいますが、10 によいまが、10 によいまがますが、10 によいまが、10
青森南高等学校	1 平成16年度より、印鑑は
(青森県高等学校 P	事務長が保管管理し、通帳
T A 連合会東青地区	は渉外主任が保管管理する
協議会)	こととした。
黒石高等学校	1 平成17年度より、印鑑は
青森第二養護学校	会長が保管管理し、通帳は
(青森県公立高等学	会計担当である総務委員長
校事務職員協会)	が保管管理することとした。
企画政策課 (青森地区防犯協会)	1 決裁月日、通知月日記載 欄を追加した免除願の様式 を作成し、平成17年8月中 に運用開始を予定。
生活安全企画課(青 森地区防犯協会)	1 平成17年4月4日、各署 宛に、春の異動後速やかに 免除願を提出するよう指示 する旨の通達を発出。
弘前警察署	1 平成17年5月17日、県山
地域課	遭協(事務局~地域課)か

(青森県山岳遭難防 止対策協議会弘前支 部) 12 この措置内容は、平成17年7月31日現在で取りまとめしたものである。 措置の内容欄中の「別添」、「別紙」については省略。 号外第95号 账

(大) (大) (大)

平成17年11月25日

ら各支部(支部を持つ警察署)宛に、備品台帳を備えるよう文書で指示し、その 運用を開始。 2 平成17年5月17日、県山 連協(事務局~地域課)から各支部(支部を持つ各警察署)宛に、「支払伺」 「支払精算書」の様式を文 書で示し、平成17年5月17日から運用を開始。

(発行所・発行人) 青 森 県青森市長島一丁目一番一号 (印刷所・販売人) |青森市第二間屋町三丁目一番七七号| 毎週月・水・金曜日発行